（記載上の注意）

１　「１　登録年月日及び登録番号」

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

２　「４　役員及び使用人の状況」

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の場合の代表者は、「役員」欄に記載すること。

３　「５　営業所又は事務所の状況」

営業所又は事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

４　「７　苦情処理及び紛争解決の状況」

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

５　「８　翌事業年度の改定日までに供託すべき保証金の額」

手数料等とは、一事業年度において金融サービス仲介業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額をいう。以下この様式において同じ。

６　「９　相手方金融機関の数」

イ　相手方金融機関とは、当期において金融サービス仲介業務により顧客の契約締結の媒介（約定に至らなかったものを含む。）を行った相手方の金融機関をいう。ただし、委託を受けている金融機関については、当期において契約締結の媒介を行ったか否かにかかわらず含めること。以下この様式において同じ。

ロ　保険媒介業務における保険会社とは、以下のものをいう。

⑴　「生命保険会社等」とは、法第11条第３項第１号及び第２号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、生命保険会社又は外国生命保険会社等をいう。

⑵　「損害保険会社等」とは、法第11条第３項第１号及び第２号に規定する保険会社及び外国保険会社等のうち、損害保険会社又は外国損害保険会社等をいう。

⑶　「少額短期保険業者」とは、法第11条第３項第３号に規定する少額短期保険業者をいう。

７　「10　従業者に対する研修の実施状況」

イ　業務の種別ごとに、研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。

ロ　金融サービス仲介業者が実施した研修について記載することとし、金融サービス仲介業協会が実施した研修は除くこと。

８　法第13条第１項の登録申請書又は法第16条第３項第１号の規定若しくは第19条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。